

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 申請書は2部（うち1部は申請者控え）を廃棄物対策課窓口へ提出すること。
- (2) 申請書は、左端2穴の紙ファイル又はプラスチックファイルにて提出すること。
- (3) 添付書類は、必ず各別紙ごとに見出しラベルをつけること。必要に応じて仕切りカードを使用すること。
- (4) 申請書及び添付書類は、ホチキス止めする必要はありません。

2 様式

- (1) 産業廃棄物処分業許可申請書（様式第八号）
- (2) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）
- (3) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（様式第十四号）
- (4) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十六号）

3 記載に関する留意事項

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載すること。
 - (2) 申請者の住所、氏名については次のことに留意すること。
 - ① 申請者が個人 → 住民票の写しのとおりに記載すること。
 - ② 申請者が法人 → 法人の登記簿謄本のとおりに記載すること。
- ※「番地」「大字」を略さない、漢数字とアラビア数字を区別する等
- (3) 「第2面」「第3面」は該当する者が、個人にあつては住民票の写し（世帯の一部）、法人にあつては履歴事項全部証明書のとおりに記載すること。

4 添付書類に関する留意事項

- (1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
申請日から3ヶ月以内 全国の法務局・地方法務局で発行されます。
- (2) 住民票の写し（コピーは不可）
申請日から3ヶ月以内 本籍地が記載されたもの 各市役所、各町村役場で発行されます。
- (3) 登記事項証明書
申請日から3ヶ月以内 後見登記等に関する法律に定める「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」。全国の法務局・地方法務局で発行されます。
- (4) 納税証明書
申請日から3ヶ月以内 未納税額がないこと。住所地（納税地）を所轄する税務署で請求してください。
- (5) 講習会修了証の写し
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（電話03-5275-7115）が実施する講習会の修了証の写し
申請者が法人の場合は、役員又は事業場の代表者、個人の場合は、申請者又は政令で定める使用人の講習会修了証の写しを添付すること。
- (6) 別紙3、別紙4の1、別紙4の2
別紙3は使用する施設について全て記載し、そのうち別紙4の1及び別紙4の2は処理の方式ごとに作成すること。
- (7) 別紙6
申請日直近3事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）を添付することで代用することができる。

5 その他

- (1) 申請に来所する際は、事前に予約してください。（TEL027-898-5953）

更新許可申請の際は、許可期限の3ヶ月前から申請を受付けます。

(2) 郵送により許可証の送付を希望される方は、返信用封筒（レターパック）を持参して下さい。

※ 廃止・変更の届出について

産業廃棄物処理業者は、業の廃止又は以下の事項に変更が生じた場合、その廃止又は変更の日から10日以内に前橋市長あてに当該廃止又は変更について届出をしなければなりません。

ただし、法人で変更項目1～6のうち登記事項証明書を含む提出期限については30日以内とします。

なお、収集運搬車両又は法人の役員について変更が生じた場合には、特に留意して下さい。

- 1 住所
- 2 氏名又は名称
- 3 法定代理人
- 4 法人の役員
- 5 発行済み株式総数の100分の5以上を保有する株主、それに相当する出資者
- 6 政令で定める使用人
- 7 事務所及び事業場の所在地（住所を除く）
- 8 事業の用に供する施設

※届出の提出期限が異なるため、不明な点があれば個別にご相談ください。

添付書類の省略について

別紙 添付を省略する書類の一覧表に該当する場合には添付書類を省略することができます。

詳細については別紙（添付を省略する書類の一覧表）をご覧ください。また、申請の際は省略する書類を別紙に記載して提出して下さい。

※先行許可証として用いることができる許可証の種類

許可申請を行う日から5年以内に許可を受けた以下の許可証を使用することができます。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の変更許可

※ なお、先行許可を更新する際には当該先行許可証を用いることはできません。

※ 申請書に記載する役員等の本籍・生年月日等に誤りがあった場合には、住民票等を別途提出していただく場合があります。提出前に記載内容をよく確認して下さい。

申請書の提出先は、つぎのとおり

前橋市長の許可に該当するもの（前橋市内以外で事業を行わないもの、前橋市内で積替え保管を行うもの、前橋市の許可品目が群馬県の許可品目に含まれていないもの）

前橋市役所 廃棄物対策課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町2-12-1 TEL：027-898-5953

高崎市長の許可に該当するもの（高崎市内以外で事業を行わないもの、高崎市内で積替え保管を行うもの）

高崎市役所 産業廃棄物対策課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 TEL：027-321-1325

群馬県知事の許可に該当するもの（群馬県内において収集運搬業を営む場合（群馬県産業廃棄物収集運搬業許可を受けていれば、前橋市、高崎市でも収集運搬を行なうことが出来ます））

1 中部環境事務所 廃棄物係

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町2142-1 TEL. 027-219-2021

県内の管轄：前橋市、伊勢崎市、玉村町、渋川市、榛東村、吉岡町

2 西部環境森林事務所 廃棄物係

〒370-0805 群馬県高崎市台町4-3 TEL. 027-323-4021

県内の管轄：高崎市、安中市、藤岡市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

3 吾妻環境森林事務所 総務環境係

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町664 TEL. 0279-75-4611

県内の管轄：中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村

4 利根沼田環境森林事務所 総務環境係

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4412 TEL. 0278-22-4481

県内の管轄：沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村

5 東部環境事務所 廃棄物係

〒373-0033 群馬県太田市西本町60-27 TEL. 0276-31-2517

県内の管轄：太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

◆ 群馬県の留意事項

（申請者が群馬県内に所在）

- ・ 5事務所のうち、申請地を管轄する窓口へ提出

（申請者が県外に所在）

- ・ 新規申請は、5事務所のうち任意の窓口へ提出
- ・ 更新申請及び変更届は、原則として新規申請を行った窓口へ提出

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請に係る提出書類一覧表

◆ 提出を要する書類及び添付図面

◎は必ず添付するもの、○は申請の内容により添付を省略できるものです。

(※省略する理由がない限り、添付は必要です。)

※添付の省略の詳細については、「別紙 9 添付を省略する書類の一覧表」をご確認ください。

提出書類	添付書類	申請者別	
		法人	個人
産廃（新規・更新）様式第八号 産廃（変更）様式第十号 特管（新規・更新）様式第十四号 特管（変更）様式第十六号	① 法人登記簿謄本 ② 法人の役員の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 ③ 百分の五以上の株式保有者又は出資者の本籍地の記載された住民票抄本（法人の場合には、登記簿謄本）及び登記事項証明書 ④ 令6条の10に規定する使用人の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 ⑤ 本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 ⑥ 法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 ⑦ 定款（又は寄付行為） ⑧ 既に許可を得ている都道府県市の許可証 ⑨ 事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図 ⑩ 産業廃棄物処理の工程図（フローチャート）（排水処理及び排ガス処理を含む） ⑪ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図 ⑫ 申請者が施設の所有権を有する事を証する書類（所有権を有しない場合は使用する権原を有する事を証する書類） ⑬ 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
別紙 1	事業計画の概要	○	○
別紙 2	業務経歴	◎	◎
別紙 3	事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（総括表）	○	○
別紙 4 の 1	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）	○	○
別紙 4 の 2	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（中間処理施設）	○	○
別紙 4 の 3	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（最終処分場）	○	○
別紙 5	事業の開始に要する資金の総額、調達方法等	○	○
別紙 6	資産に関する調書		○
	① 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）直近3カ年分 ② 法人税納税証明書 直近3カ年分 ③ 所得税納税証明書 直近3カ年分	○ ○ ○	○ ○ ○
別紙 7	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	◎	◎
	① 講習会修了証の写し （法人）役員、事業場の代表者 認められる講習会の修了者 （個人）申請者、政令で定める使用人	◎ ◎	◎ ◎
別紙 8	誓約書	○	○
<p>手数料</p> <p>産業廃棄物処分業 新規許可 ¥100,000円 更新許可 ¥94,000円 変更許可 ¥92,000円</p> <p>特別管理産業廃棄物処分業 新規許可 ¥100,000円 更新許可 ¥95,000円 変更許可 ¥95,000円</p>			

(注意) 申請日時、相談に関しては、事前に前橋市役所廃棄物対策課に確認すること。